

宝塚市技能功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永年同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会に貢献した技能労働者の功績をたたえ、これを表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 この要綱の適用を受ける者は、宝塚市内の事業所に勤務している別表に規定する職種の技能労働者で、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 年齢55歳以上で同一職種における経験が30年以上の者
- (2) 現在も引き続きその職種に従事し、その職種の指導的立場にある者
- (3) 他の技能労働者の模範と認められる者
- (4) 各業種団体、事業所等の責任者又は技能を証明できる団体の推薦が得られる者

2 前項に規定する者のほか、市長が特に技能が優秀であると認める者を表彰することができる。

(表彰対象職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、別表に掲げるとおりとする。

(選定方法)

第4条 各業種団体、事業所等の責任者は表彰基準に該当する者があるときは、所定の推薦書(様式第1号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の推薦書に基づき被表彰者を選定する。

3 市長は、前項の選定にあたっては公正、適切を期するため商工関係団体等の意見を聞き決定する。

(表彰)

第5条 被表彰者には、表彰状と記念品を贈る。

2 被表彰者は20名以内とする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか表彰に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

別表（第3条関係）対象職種

1 鍼灸マッサージ	2 1 左官
2 写真	2 2 とび
3 造園	2 3 配管
4 石工	2 4 畳製造
5 板金	2 5 電気工事
6 自動車整備	2 6 家電修理
7 自転車組立	2 7 塗装
8 時計修理	2 8 看板
9 洋服仕立	2 9 表具
1 0 和服仕立	3 0 印章彫刻
1 1 洋裁	3 1 理容
1 2 家具	3 2 美容
1 3 建具	3 3 クリーニング
1 4 印刷	3 4 洗張
1 5 製靴	3 5 調理
1 6 ガラス	3 6 園芸
1 7 パン製造	3 7 タイル張り
1 8 洋（和）菓子製造	3 8 フラワー装飾
1 9 建築大工	3 9 その他、市長が適当と認めた職種 （室内装飾、寝具、編物、住宅設備等）
2 0 屋根	

（内規） 優秀技能者の規定

要綱第2条第2項の規定による「市長が特に技能が優秀であると認める者」の表彰者の基準は、次の条件を満たすものとします。

(1) 年齢35歳以上で同一職種での経験が15年以上

(2) 技能が特に優秀で、その職種で公的団体等の表彰を受けたことがある者

(3) 要綱第2条第1項第2号から第4号の条件を満たす者